

第四号の三様式

有価証券届出書(1)

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発行者名
代表者の役職氏名(2)
本店の所在の場所
事務連絡者氏名
連絡場所
電話番号

印
印

届出の対象とした募集又は売出し

募集(売出)内国投資証券に係る投資法人の名称

募集(売出)内国投資証券の形態及び金額(3)

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称 所在地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A4 210×297ミリメートル)

第一部 証券情報

第1 内国投資証券(投資法人債券を除く。)

- (1) 投資法人の名称
- (2) 内国投資証券の形態等(4)
- (3) 発行(売出)数(5)
- (4) 発行(売出)価額の総額(6)
- (5) 発行(売出)価格(7)
- (6) 申込手数料(8)
- (7) 申込単位
- (8) 申込期間
- (9) 申込証拠金
- (10) 申込取扱場所(9)
- (11) 払込期日
- (12) 払込取扱場所(10)
- (13) 手取金の使途(11)
- (14) その他(12)

第2 投資法人債券

- (1) 銘柄
- (2) 投資法人債券の形態等(4)
- (3) 券面総額
- (4) 各投資法人債の金額
- (5) 発行(売出)価額の総額(6)
- (6) 発行(売出)価格(7)
- (7) 利率
- (8) 利払日及び利息支払の方法

- (9) 償還期限及び償還の方法
- (10) 募集の方法
- (11) 申込証拠金
- (12) 申込期間
- (13) 申込取扱場所(9)
- (14) 払込期日
- (15) 払込取扱場所(10)
- (16) 投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社(13)
- (17) 登録機関に関する事項
- (18) 投資法人の登録年月日及び登録番号
- (19) 手取金の使途(11)
- (20) その他(12)

第二部 発行者情報

第1 投資法人の状況

1 投資法人の概況

- (1) 主要な経営指標等の推移(14)
- (2) 投資法人の目的及び基本的性格(15)
- (3) 投資法人の沿革(16)
- (4) 投資法人の仕組み(17)
- (5) 投資法人の出資総額(18)
- (6) 投資法人の機構(19)
- (7) 主要な投資主の状況(20)
- (8) 役員の状況(21)
- (9) その他(22)

2 投資方針

- (1) 投資方針(23)
- (2) 投資対象(24)
- (3) 分配方針(25)
- (4) 投資制限(26)

3 投資リスク(27)

4 手数料等及び税金(28)

- (1) 申込手数料(29)
- (2) 買戻し手数料(30)
- (3) 管理報酬等(31)
- (4) その他の手数料等(32)
- (5) 課税上の取扱い(33)

5 運用状況

- (1) 投資状況(34)
- (2) 運用実績(35)
 - 純資産等の推移(36)
 - 分配の推移(37)
 - 自己資本利益率(収益率)の推移(38)
- (3) 販売及び買戻しの実績(39)

6 管理及び運営

- (1) 資産管理等の概要
 - 資産の評価(40)
 - 申込(販売)手続等(41)
 - 買戻し手続等(42)
 - 保管(43)

- 存続期間(44)
- 計算期間(45)
- その他(46)
- (2) 利害関係人との取引制限(47)
- (3) 投資主・投資法人債権者の権利(48)
- 第2 関係法人の状況
 - 1 資産運用会社の概況
 - (1) 名称、資本の額及び事業の内容(49)
 - (2) 運用体制(50)
 - (3) 大株主の状況(51)
 - (4) 役員の状況(52)
 - (5) 事業の内容及び営業の概況(53)
 - 2 その他の関係法人の概況
 - (1) 名称、資本の額及び事業の内容(54)
 - (2) 関係業務の概要(55)
 - (3) 資本関係(56)
- 第3 投資法人の経理状況(57)
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表(58)
 - (2) 損益計算書(59)
 - (3) 附属明細表(60)
 - 2 投資法人の現況(61)
 - (1) 純資産額計算書
 - 平成 年 月 日
 - 資産総額
 - 負債総額
 - 純資産総額()
 - 発行済数量
 - 1単位当たり純資産額(/)
 - (2) 投資有価証券の主要銘柄(62)
 - (3) 投資不動産物件(63)
 - (4) その他投資資産の主要なもの(64)
- 第4 その他(65)
- 第5 内国投資証券事務の概要(66)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。
また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
 - b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
 - c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

- e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 投資法人の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- f 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券に係る投資法人の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下この様式において「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書の末尾に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

- a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
- b 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第19項に規定する投資法人をいう。以下この様式、第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。）の設立の場合にあつては、設立企画人全員の氏名を記載すること。

(3) 募集（売出）内国投資証券の形態及び金額

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券の別等）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(4) 内国投資証券の形態等

- a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。
- b 当該届出に係る内国投資証券について、届出投資法人の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付けられている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(5) 発行（売出）数

当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の当該募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。

(6) 発行（売出）価額の総額

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(7) 発行（売出）価格

- a 投資法人債券については、券面金額100円についての発行価格又は売出価格を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(8) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、具体的な手数料の金額又は料率の記載に代えて、手数料の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(9) 申込取扱場所

申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(10) 払込取扱場所

払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(11) 手取金の使途

新規発行による手取金の使途について、その内容及び金額を具体的に記載すること。

(12) その他

a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の投資法人への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国投資信託証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(13) 投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社

a 投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社（以下この様式において「投資法人債管理会社等」という。）の名称及び住所並びに委託の条件（投資法人債管理会社等に支払う手数料等）を記載すること。

b 投資法人債管理会社等が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の投資法人債管理会社等を記載すること。

c 「投資法人債管理会社等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定時期を注記すること。

(14) 主要な経営指標等の推移

投資法人の直近5計算期間（6月を1計算期間とする投資法人（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている投資法人を含む。以下同じ。）にあっては、10計算期間）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

(a) 営業収益

(b) 経常利益金額又は経常損失金額

(c) 当期純利益金額又は当期純損失金額

(d) 出資総額

(e) 発行済投資口総数

(f) 純資産額

(g) 総資産額

(h) 1口当たり純資産額

(i) 1口当たり当期純利益金額又は当期純損失金額

(j) 分配総額

(k) 1口当たり分配金額（利益の分配と出資の戻しを区分して表示すること

(l) 自己資本比率（純資産額を総資産額で除した割合をいう。以下この様式、第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。）

(m) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額で除した割合をいう。以下この様式、第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。）

(15) 投資法人の目的及び基本的性格

a 規約（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載された投資法人の目的及び

基本的性格について具体的に記載すること。

b 投資法人の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(16) 投資法人の沿革

設立経緯、商号の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。

(17) 投資法人の仕組み

a 投資法人の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。

b 投資法人及び投資法人の関係法人（資産の運用を行う委託会社（以下この様式において「資産運用委託会社」という。）又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、投資法人債管理会社等、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）及び運営上の役割並びに関係等の内容（投資法人が関係法人と締結している契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。

(18) 投資法人の出資総額

有価証券届出書提出日の直近日現在の投資法人の出資総額、投資法人が発行する投資口の総口数及び発行済投資口総数を記載すること。

なお、最近5年間における出資総額及び発行済投資口数の増減についても併せて記載すること。

(19) 投資法人の機構

投資法人の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

(20) 主要な投資主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における投資法人の投資主（所有投資口数の多い順に5名程度について、その氏名又は名称、住所並びに所有投資口数及び総投資口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。

(21) 役員状況

有価証券届出書提出日現在における投資法人の役員（設立中の投資法人にあっては設立企画人及び役員候補者の）の氏名、役職名、主要略歴及び所有投資口数（設立中の投資法人にあっては引受予定投資口数）を記載すること。

(22) その他

a 投資法人の役員の変更についての監督官庁、投資主等による承認等の要否並びに承認等が必要とされている場合にはその根拠及び承認等の手続について記載すること。

b 規約の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。

c 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(23) 投資方針

投資法人の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(24) 投資対象

a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。

b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。

(25) 分配方針

規約に規定された分配方針を記載すること。

(26) 投資制限

a 法令又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。

b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資及び他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

(27) 投資リスク

a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。

b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(28) 手数料等

投資者が申込みから買戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金は除く。以下この様式において「手数料等」という。）の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(29) 申込手数料

申込に係る手数料について、手数料の金額又は料率及びその徴収方法を記載すること。

(30) 買戻し手数料

買戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率及びその徴収方法を記載すること。

(31) 管理報酬等

投資法人から支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。

(32) その他の手数料等

投資証券に係る手数料等のうち(1)から(3)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又料率及びその徴収方法を記載すること。

(33) 課税上の取扱い

分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

(34) 投資状況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。

c 負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率を記載すること。

(35) 運用実績

運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

(36) 純資産等の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（6月を1計算期間とする投資法人（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている投資法人を含む。以下同じ。）にあっては、20計算期間）の各計算期間末について、投資法人の総資産額、純資産総額及び内国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。

また、当該内国投資証券が証券取引所に上場されている場合には、証券取引所の市場相場及び当該証券取引所の名称を付記すること。

(37) 分配の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、分配総額、内国投資証券1単位当たりの分配の額を記載すること。

(38) 自己資本利益率（収益率）の推移

有価証券届出書提出日の直近 10 計算期間（6 月を 1 計算期間とする投資法人にあっては、20 計算期間）について、各計算期間ごとに、自己資本利益率又は収益率（第四号様式の「記載上の注意」(31)に規定する収益率をいう。第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。）を記載すること。

(39) 販売及び買戻しの実績

有価証券届出書提出日の直近 10 計算期間（6 月を 1 計算期間とする投資法人にあっては、20 計算期間）について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売数量及び買戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。

(40) 資産の評価

内国投資証券 1 単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(41) 申込（販売）手続等

- a 内国投資証券の申込についてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
- c 内国投資証券 1 単位当たりの販売価格が内国投資証券 1 単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(42) 買戻し手続等

- a 内国投資証券の買戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 内国投資証券 1 単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(43) 保管

内国投資証券の保管に関する事項を記載すること。

(44) 存続期間

投資法人の存続期間について記載すること。

(45) 計算期間

投資法人の計算期間（第 23 条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について記載すること。

(46) その他

- a 増減資に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
- b 規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

(47) 利害関係人との取引制限

投資法人及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(48) 投資主・投資法人債権者の権利

投資主総会又は投資法人債権者集会に関する権利、配当又は利息の受領権、償還金の受領権、当該内国投資証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

(49) 資産運用会社の名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(50) 資産運用会社の運用体制

資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

(51) 大株主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に 5 名程度）について、その氏名又は名称、住所並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

(52) 役員状況

有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数を記載する

こと。

(53) 事業の内容及び営業の概況

資産運用会社が複数の投資法人に係る資産の運用している場合には、すべての投資法人についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び内国投資証券1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての投資法人について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な投資法人について記載すること。

(54) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(55) 関係業務の概要

運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(56) 資本関係

届出投資法人と他の関係法人との資本関係を記載すること。

(57) 投資法人の経理状況

- a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しをとり込むこと。

- b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

(58) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。（59）において同じ。）をも記載すること。

(59) 損益計算書

- a 最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。）をも記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、印を付記すること。

(60) 附属明細表

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

(61) 投資法人の現況

有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

(62) 投資有価証券の主要銘柄

- a 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。
- b 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。

(63) 投資不動産物件

投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積の合計及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(64) その他投資資産の主要なもの

- a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。
- c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(62) b又は(63)に掲げる事項）を記載すること。
- d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。

(65) その他

当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(66) 内国投資証券事務の概要

当該内国投資証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 投資主名簿又は投資法人債権者名簿の閉鎖の時期
- c 投資主又は投資法人債権者に対する特典
- d 内国投資証券の譲渡制限の内容
- e その他内国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項